

お客様各位

ニッケン総合セーフティサービス 「自動車セーフティサービス」内容改定のお知らせ

平素より、弊社をお引き立て頂き、誠に有難うございます。

さて、弊社では「ニッケン総合セーフティサービス」につきまして、お客様のご要望を踏まえ、更なる充実を図るべく、「自動車セーフティサービス（無料）」の内容を2021年4月1日16時から改定致します。

その概要をご案内致しますのでご一読下さいますようお願い申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

令和3年4月吉日

株式会社レンタルのニッケン

記

- ◇ 改定日時：2021年4月1日(木) 16時より
- ◇ 対象：レンタカー・登録No付き車両(当社の車両に限る)
- ◇ 改定内容：自動車セーフティサービス <無料>

改定前	搭乗者傷害 (自損事故含む)	自損事故：1,500万円(死亡・後遺障害)
		搭乗者傷害：1,000万円(死亡・後遺障害) 入院15,000円・通院10,000円/日額

改定後	人身傷害(1名につき5,000万円まで)
	入院・通院費用実額 ※すべて実際に生じた損害を対象とするサービスとなります。

・4月1日から該当商品をご利用頂いた場合は、搭乗者傷害から人身傷害へサービス内容が変更となります。

※①対人賠償・②対物賠償の内容に変更はございません

①対人賠償：「無制限」

②対物賠償：「無制限(乗用車・軽貨物に限る)」 「左記以外1,000万円」
お客様負担額1事故5万円